

# 9 住まい

## 住まいの協力店

福祉政策課 福祉住宅サービス ☎03 (5803) 1238 シビックセンター1 1階 北側

「文京区住まいの協力店」は、住宅の確保に配慮を要する高齢者等の住まいに関する相談を受ける民間の不動産店舗です。高齢者の皆さんへ適切な民間賃貸住宅情報を提供します。住まいの協力店は、区のホームページでご確認ください。



文京区 住まいの協力店

🔍 検索

## すまいる住宅登録事業

福祉政策課 福祉住宅サービス ☎03 (5803) 1238 シビックセンター1 1階 北側

### ●住宅をお探しの方へ

高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅を区に登録して、高齢者等へ紹介する「すまいる住宅登録事業」を行っています。

すまいる住宅に入居できるのは以下の対象世帯です。

**対 象** 65歳以上のひとり暮らしまたは、65歳以上を含む60歳以上の方のみの世帯で、区内に引き続き1年以上住んでおり、住宅に困っている方

**要 件** 対象世帯は、以下の要件に該当することが必要です。

- ①区内に引き続き1年以上居住していること
- ②住宅に困窮し、かつ、自力により住み替える住宅を確保することが困難であること
- ③独立して日常生活を営むことができること
- ④緊急連絡先があること
- ⑤登録住宅の入居にあたり、見守り電球及び緊急通報装置の設置、生活援助員による支援を受けることに同意すること
- ⑥入居資格の認定申請を行った後、世帯の構成員の増減または変更を行わないこと

**申 込** 電子申請又は申請書にご記入の上、福祉住宅サービスへ申請してください。

\*詳細は福祉住宅サービスへお問い合わせください。

### ●賃貸住宅オーナー様へ

区では、住宅の確保に配慮を要する高齢者等のために、高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅を区へ登録していただき、高齢者等の住まいの確保を図る「すまいる住宅登録事業」を実施しています。高齢者等の入居を拒まない住宅をぜひ区へ登録してください。

高齢者等の入居が継続する限り住宅オーナーに謝礼をお支払いします。

また、入居住宅に区の負担で見守り電球及び緊急通報装置を設置するとともに、入居者に対しては生活援助員による支援を行います。

\*詳細は福祉住宅サービスへお問い合わせください。

## シルバーピア（高齢者住宅）の提供（低所得者層向け）

福祉政策課 福祉住宅サービス ☎03 (5803) 1238 シビックセンター1 1階 北側

区で建設または借上げた高齢者に配慮された住宅を提供します。単身向けと2人世帯向けがあります。あき家の入居登録者の募集を年1回行います。

**対象** 65歳以上のひとり暮らしまたは、65歳以上の方と60歳以上の親族との2人世帯で、区内に引き続き3年以上住んでおり、住宅に困っている方

**要件資格** ①「単身世帯用」65歳以上でひとり暮らしであること  
「2人世帯用」65歳以上の方と60歳以上の親族（配偶者または2親等以内の親族、その他事実上親族と同様の事情にある者）で2人暮らしであること  
②区内に引き続き3年以上在住していること  
③現に住宅に困窮していること（自己所有の不動産がある場合は不可）  
④自立して日常生活が営めること  
⑤所得が基準以内であること「単身世帯用」2,568,000円以下、「2人世帯用」2,948,000円以下

**募集時期・申込**

あき家募集毎年6～7月頃

\*区報等でお知らせします。

\*詳細は、福祉住宅サービスへお問い合わせください。

## すみかえサポート事業（連帯保証人の確保が困難な方）

福祉政策課 福祉住宅サービス ☎03 (5803) 1238 シビックセンター1 1階 北側

**対象** 60歳以上の方のみで構成する世帯で、区内に引き続き1年以上住んでいる方

**内容** 区内民間賃貸住宅への住み替えにあたって、連帯保証人の確保が困難な場合に、区と協定を締結した民間保証会社が提供する保証サービスを利用できます。また、区と協定を締結した民間保証会社又は国の登録家賃債務保証業者を利用し、収入要件等を満たした場合には、初回保証料の一部を助成します。

また、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターのあんしん居住制度を利用した場合にも、同様の助成があります。

**申込** 福祉住宅サービスへお問い合わせください。

## 移転費用等の助成

福祉政策課 福祉住宅サービス ☎03 (5803) 1238 シビックセンター1 1階 北側

**対象** 65歳以上のひとり暮らしまたは、65歳以上を含む60歳以上の方のみの世帯で、区内に引き続き1年以上住んでいる方

**内容** 民間賃貸住宅の取り壊し等による立ち退きや、住環境改善により住み替える場合に、一定の基準により、移転費用の一部及び旧家賃と新家賃の差額（2年間を限度）を助成します。

**申込** 福祉住宅サービスへお問い合わせください。

## 高齢者住宅設備等の改造

介護保険課 給付係

☎03 (5803) 1388

シビックセンター9階 南側

**対 象** 65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けている方のうち日常動作に困難があり、住宅改造が必要と認められる方

内 容	種目	①浴槽の取替え	②便器の洋式化	③流し・洗面台の取替え
	給付限度額	379,000円	106,000円	156,000円

**費 用** 利用者負担は、給付額のうち、申請受付時の「介護保険負担割合証」の割合と同じになります。

**申 請** 設備改造の利用に当たっては、事前の申請が必要となりますので、工事着工前に、介護保険課又は高齢者あんしん相談センターにご相談ください。

## 高齢者等住宅修築資金助成

住環境課 管理担当

☎03 (5803) 1374

シビックセンター18階 北側

下記要件等を満たす場合、高齢者・心身障害者世帯のバリアフリー化等工事に助成金を交付します。

- 要 件**
- ①高齢者（65歳以上の方）又は心身障害者がいる世帯に属する者であること。  
（介護保険の認定がある場合は、介護保険課の住宅改修助成が優先となります。）
  - ②工事着工前の申込みであること。
  - ③区内の自己又は親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）が所有する住宅に居住し、住民登録をしていること。
  - ④住民税を滞納していないこと。
  - ⑤過去10年間にこの助成金の交付を受けたことがない住宅であること。
  - ⑥過去10年間に居宅介護住宅改修等（介護保険法に基づくもの）、高齢者住宅設備等改造事業及び身体障害者（児）住宅設備改善給付事業を利用したことがない住宅であること。

### 助成金の交付対象となる工事

- ①住宅におけるバリアフリー化のために新たに行う修繕工事のうち、次に掲げるもの。
  - ア 手すりの取付け
  - イ 段差の解消（スロープ設置工事又は畳からフローリングへの変更工事（現在段差がある場合に限る）を含む。）
  - ウ 滑り防止等のための床又は通路面の材料変更
  - エ 車椅子対応洗面台への取替え
  - オ 引き戸等への扉の取替え
  - カ 和式から洋式への便器の取替え（車椅子対応便器への取替えを含む。）
  - キ その他これらの工事に附帯して必要となる工事
- ②浸水による被害の軽減を図るために防水板を設置する浸水対策工事
- ③災害により、被災した住宅の修復工事（建替え工事を除く。要り災後60日以内のり災証明書）

**助成金額** 税抜き工事費の10%（1,000円未満切捨て。上限20万円）

**申 請** 資金助成の利用に当たっては、事前の申請が必要となりますので、申請方法等の詳細については、工事着工前に住環境課へお問い合わせください。